

○大子町交通安全推進用具等購入等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の交通安全意識の向上及び交通事故の防止、被害の軽減並びに安全運転意識の向上を図るため、交通安全推進に係る用具等を購入等及び整備した者又は保護者に対し、予算の範囲内において交通安全推進用具等購入等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、大子町補助金等交付規則（平成22年大子町規則第16号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する者をいう。
- (2) 乳幼児 児童のうち交付申請時において6歳未満の者をいう。
- (3) 保護者 町内に住所を有し交付申請時において児童を現に養育している者をいう。
- (4) チャイルドシート 道路交通法（昭和35年法律第105号）第71条の3第3項に規定する乳幼児用補助装置をいう。
- (5) 自転車用ヘルメット 道路交通法（昭和35年法律第105号）第63条の11に規定する乗車用ヘルメットをいう。
- (6) ドライブレコーダー 車両に大きな衝撃が加わった前後数十秒の時刻、前方映像、加速度、ウインカー操作、ブレーキ操作等を記録する車載カメラ装置をいう。
- (7) 自動車急発進抑制装置 前進時又は後退時において、アクセルペダルを強く踏み込んだ場合は警告ブザー等で知らせるとともに、アクセルを解除し、ブレーキを作動させる装置をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。ただし、チャイルドシートを購入したものは使用する乳幼児の保護者、自転車用ヘルメットを購入したものは本人又は使用する児童の保護者に限る。

なお、自転車用ヘルメットは、他の補助金等を受けて購入した者は対象外とする。

- (1) 町内に住所を有し、かつ、居住している者
- (2) 町税等の滞納がない者
- (3) 大子町暴力団排除条例（平成24年大子町条例第1号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者若しくはこれらの者と密接な関係を有する者でないこと。
- (4) 自動車急発進抑制装置は、申請時に70歳以上であり、かつ、運転免許証及び自動車を保有している者に限る。

2 補助金の交付を受けることができるのは、それぞれ1人につき1回限りとする。ただし、自転車用ヘルメットは購入から3年を経過するとき、自動車の買い替えに伴い、新たにドライブレコーダー及び自動車急発進抑制装置を整備するときは、この限りではない。

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、購入に要する経費のみとし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

- (1) 未使用品であること。
- (2) ドライブレコーダー及び自動車急発進抑制装置は、車両購入時又は購入後に整備したものであること。ただし、車両に標準装備されているものは除く。
- (3) 商業に使用しないものであること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象経費に2分の1を乗じて得た額とし、20,000円を限度とする。ただし、自転車用ヘルメット及びドライブレコーダーについては5,000円を限度とする。この場合において、算出した額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交通安全推進用具等購入補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に領収証の写し及び購入した物の写真等を添えて、町長に提出しなければならない。

なお、ドライブレコーダー及び自動車急発進抑制装置については次の各号に掲げるものも添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 運転免許証の写し

(2) 自動車検査証の写し

(3) 整備後の写真

(4) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付手続の省略)

2 前項の規定による申請は、第2条第1項第4号から第7号までに規定する交通安全推進用具等を購入した日から起算して1年以内に行わなければならない。

第7条 規則第18条の規定により、規則第10条に規定する実績報告及び規則第11条に規定する補助金等の額の確定の手続を省略するものとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。

(大子町チャイルドシート購入補助金交付要綱の廃止)

2 大子町チャイルドシート購入補助金交付要綱（平成12年大子町規則第45号）は、廃止する。

(大子町自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱の廃止)

3 大子町自動車急発進抑制装置整備費補助金交付要綱（令和6年大子町規則第 号）は、廃止する。

附 則(令和8年告示第19号)

この告示は、令和8年4月1日から施行する。

附 則(令和8年告示第28－3号)

この告示は、令和8年6月1日から施行する。